子育て支援に係る各種制度について【教育委員会版】

R6.10時点版

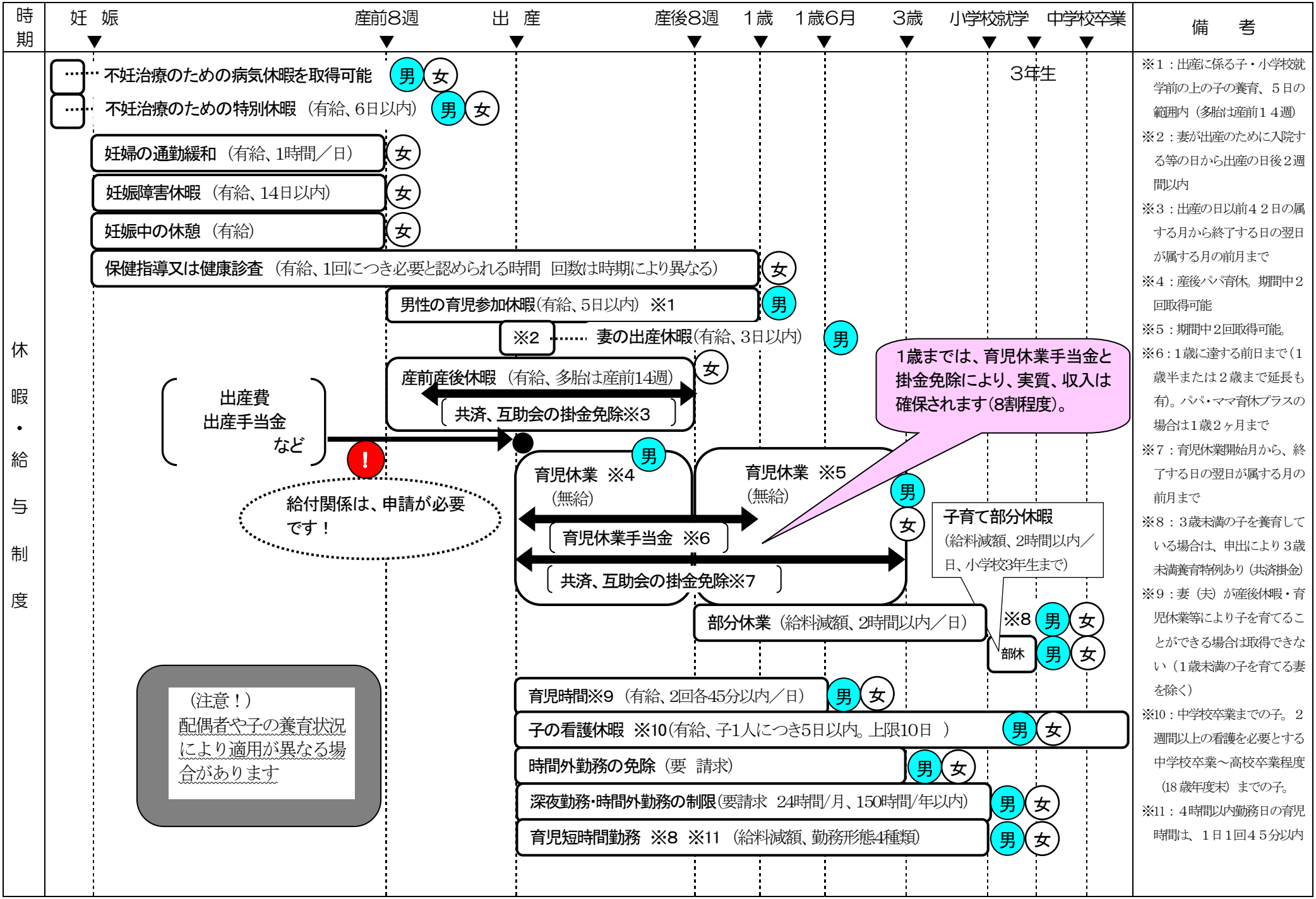

※1：出産に係る子・小学校就学前の上の子の養育、５日の範囲内（多胎は産前１４週）

※2：妻が出産のために入院する等の日から出産の日後２週間以内

※3：出産の日以前４２日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月まで

※4：産後パパ育休。期間中２回取得可能

※5：期間中２回取得可能。

※6：1歳に達する前日まで（1歳半または２歳まで延長も有）。パパ・ママ育休プラスの場合は1歳２ヶ月まで

※7：育児休業開始月から、終了する日の翌日が属する月の前月まで

※8：３歳未満の子を養育している場合は、申出により３歳未満養育特例あり（共済掛金）

※9：妻（夫）が産後休暇・育児休業等により子を育てることができる場合は取得できない（1歳未満の子を育てる妻を除く）

※10：中学校卒業までの子。２週間以上の看護を必要とする中学校卒業～高校卒業程度（18歳年度末）までの子。

※11：４時間以内勤務日の育児時間は、１日１回４５分以内